

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において既に選任した川崎市川崎区役所大師支所仮庁舎期日前投票所の投票管理者を変更し、改めて公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び第3項の規定により、次のとおり選任しました。

令和8年1月30日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 倉形政宏

(別紙省略)